

LED防犯灯支給要綱をここに公表する。

平成 27 年 4 月 1 日

小松市長 和田 慎司

## LED防犯灯支給要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、町内会に対して予算の範囲内でLED防犯灯を支給することにより、夜間における犯罪の発生防止、公衆の通行安全の確保及び防犯灯の維持管理費の削減を図ることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) LED防犯灯 発行ダイオードを使用した防犯灯で防犯上及び通行の安全上必要な照度を有すると小松市が認めるものをいう。
- (2) 電柱 北陸電力株式会社及び日本電信電話株式会社の所有する電柱をいう。
- (3) 道路 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路及び一般の交通の用に供する道路をいう。

### (LED防犯灯の支給)

第 3 条 防犯灯を新規に設置し、又は老朽化若しくは不具合等により使用できない既存の防犯灯を交換しようとする小松市内の町内会に対し、LED防犯灯を支給する。

### (支給対象設置場所及び支給灯数)

第 4 条 LED防犯灯の支給対象となる設置場所は、次に掲げる要件を満たす場所とする。

- (1) 夜間に犯罪が発生するおそれのある道路で、防犯上必要と認められる場所であること。

(2) 付近に防犯灯又はその他の照明設備がある場合は、おおむね30メートル以上離れた場所であること。ただし、見通しの悪い交差点、道路の屈曲箇所、道路の勾配が急激に変化する箇所等で、照明が届きにくいと認められる場合は、この限りでない。

(3) 電柱に共架できる場所であること。ただし、付近に共架する電柱がない場合は、交通の妨げにならない場所に専用柱を設置して取り付けることができる場所であること。

(4) 設置する高さは、地上から4.5m以上（歩道は3.5m以上）であること。

2 LED防犯灯の支給灯数は、町内会から申請された灯数とする。ただし、申請灯数が予算の範囲を超えるときは、市長が支給灯数を調整するものとする。

(費用の負担)

第5条 次に掲げる費用は、町内会の負担とする。

(1) LED防犯灯の新規設置（専用柱の設置を含む。）に係る費用又は既存の防犯灯の交換及び処分に係る費用

(2) LED防犯灯の電気料金及び維持修繕費用

(支給申請)

第6条 LED防犯灯の支給を受けようとする町内会の町内会長（以下「申請者」という。）は、LED防犯灯支給申請書（様式第1号）に位置図等の設置箇所を示す書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 申請は、1町会につき1年度1回を限度とする。

(支給決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、現地を確認の上、LED防犯灯の支給の可否を決定し、LED防犯灯支給決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 LED防犯灯の支給を受けた町内会長は、LED防犯灯の設置を完了したときは、速やかにLED防犯灯設置報告書（様式第3号）に位置図等の設置箇所を示す書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(調査確認)

第9条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、現地の調査を行い、その内容を確認するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、LED防犯灯の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。